

## 一般財団法人日本フットサル連盟 事務局規程

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「連盟」という。）定款第 41 条により、事務局における事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

## 第 2 章 事務局の機構及び業務

## (事務局の業務)

第 2 条 事務局は次の業務を分掌する。

- (1) 役員及び職員人事の手続きに関する事
- (2) 会員に関する事
- (3) 規約その他諸規程に関する事
- (4) 評議員会及び理事会等の開催手続きに関する事
- (5) 連盟文書の発信・受信に関する事及び書類・帳簿類の管理に関する事
- (6) 慶弔及び表彰に関する事
- (7) 関係団体との渉外及び事務連絡に関する事
- (8) 外部からの問い合わせ及び取材の対応に関する事
- (9) その他、他に属さない事項
- (10) 連盟主催及び主管事業の運営に関する事
- (11) 連盟主催及び主管事業の記録及び保存に関する事
- (12) 連盟主催及び主管事業並びに後援の事務手続きに関する事
- (13) 広報活動及び Web ページの管理に関する事
- (14) 競技備品の管理に関する事
- (15) その他連盟主催及び主管事業に関する事
- (16) 事業に係る会計に関する事
- (17) 財務に関する事
- (18) 郵券の出納保管に関する事
- (19) その他金銭の出納に関する事
- (20) 加盟登録団体（チーム）及びその所属員の登録に関する事
- (21) 加盟登録団体（チーム）及びその所属員の資格違反事項に関し、規律・裁定委員会へ意見具申すること
- (22) その他登録に関する事

## 第 3 章 職制

## (職制)

第 3 条 事務局に次の役員を置く。

- (1) 事務局長：1 名

## (職員)

第 4 条 事務局に職員を置くことができる。職員は、会長が任免し、有給とすることができる。

## 第 4 章 職責

## (事務局長の職責)

第 5 条 事務局長は、専務理事の命を受けて、局務を掌理する。

## (事務職員の職責)

第 6 条 事務職員は、専務理事及び事務局長の命をうけて、所定の業務に従事する。

## 第 5 章 事案の決裁及び専決

**(原則)**

第 7 条 連盟における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規程の定めるところにより専務理事、事務局長に専決権を委任する。

**(会長の決裁事案)**

第 8 条 連盟会長は、次のものを決裁する。

- (1) 評議員会及び理事会が決定した事項の執行で、特に重要な事案
- (2) 連盟運営に関する重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 評議員会及び理事会の運営に関する事案
- (5) 定款、規約、諸規程に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、申達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 職員の任免に関する事案
- (9) 基本財産に関する事案
- (10) 500 万円以上の会計処理に関する事案
- (11) その他、特に重要な事項に関する事案

**(専務理事の専決事案)**

第 9 条 専務理事は、次のものを専決する。

- (1) 評議員会及び理事会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 重要な事項に関する報告、答申、申達及び副申に関する事案
- (3) 重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (4) 職員の給与に関する事案
- (5) 基本財産に関する事案
- (6) 30 万円以上 500 万円未満の会計処理に関する事案
- (7) その他、重要な事項に関する事案

**(事務局長の専決事案)**

第 10 条 事務局長は、次のものを専決する。

- (1) 一般的な事項に関する報告、答申、申達及び副申に関する事案
- (2) 一般的な公表、申請、照会、回答、通知及び会議に関する事案
- (3) 30 万円未満の会計処理に関する事案
- (4) その他の事項に関する事案

**(役員承認)**

第 11 条 本規程第 8 条、9 条、10 条の定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を受けるものとする。

**(雑則)**

第 12 条 本規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、専務理事が定める。

第 13 条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 この規程は、平成 22 年 5 月 16 日より施行する。  
この規程の改正は、令和 3 年 12 月 14 日とする。  
この規程の改正は、令和 4 年 9 月 4 日とする。  
この規程の改正は、令和 7 年 3 月 15 日とする。  
この規程の改正は、令和 7 年 6 月 2 日とする。